

# 時津小学校PTA規約

## 第1章 総則

第1条 この会は、時津小学校PTAといい、事務局を時津小学校に置く。(時津町野田郷2番地)

第2条 この会は、父母と教職員が協力して、学校と家庭、地域社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。

- 1 より望ましい父母、教職員になるように研修に努める。
- 2 家庭と学校の親密な連絡によって健全な児童の育成を図る。
- 3 児童の生活及び地域社会の環境の向上に努める。
- 4 学校教育の振興に協力する。
- 5 その他前条の目的に必要な活動をする。

第4条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って行動する。

- 1 児童の教育並びに福祉のため活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 特定の宗教や政党に偏ることなく、また、専ら営利を目的とする行為は行わない。

## 第2章 会員

第5条 この会員は次のとおりとする。

- 1 時津小学校に在籍する児童の父母、又はこれにかわるもの。
- 2 時津小学校の教職員

## 第3章 役員及び監査委員

第6条 この会に次の役員を置く。  
(本部役員) 会長1名、副会長4名以上、庶務1名、会計1名

第7条 会長、副会長は、評議員会で指名した候補者の中から、総会に出席した会員の過半数以上の賛成により選出する。

第8条 会長は、この会を代表し会の運営にあたる。  
副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第9条 会長、副会長の任期は1年間とし、再任を妨げない

第10条 会長、副会長の職にあることが、通算して6年を越えてはならない。

第11条 庶務、及び会計については、評議員会で指名した候補者の中から、総会に出席した会員の過半数以上の賛成により選出する。

第12条 この会の会計を監査するために、2名の監査委員を置く。選出は評議員会によるものとし、総会の承認を受けるものとする。

第13条 会長が会計及び監査委員を年2回以上招集し、監査委員会を開き、この会の会計及び業務の執行等について監査し、総会、評議員会に報告する。

第14条 監査委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

## 第 4 章 機関及び会議

### 第 15 条 (総 会)

定期総会は年度初めに開催する。会長は次の場合に臨時総会を開催することができる。

- 1 企画会が必要を認めたとき。
- 2 会員の 5 分の 1 以上の要求があったとき。

第 16 条 総会は最高決議機関とし、会員の 3 分の 1 以上の出席で成立するものとする。

第 17 条 この規約で定めるもののほか、次の事項は総会の承認、又は決議を受けなければならない。

- 1 事業計画
- 2 予算の決定又は変更
- 3 決算の承認 (一般, 特別, 給食)
- 4 規約の改廃
- 5 その他この会の運営に関する重要事項

第 18 条 総会の議事は、次条に規定する場合を除き出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

議長は、総会において出席した会員の中から選出する。

第 19 条 この会の規約は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改廃することができない。

### 第 20 条 (評議員会)

評議員会の構成は次のとおりとする。

- 1 企画会 (本部、及び学校)
- 2 地区委員 (各地区)
- 3 学級委員長 (各組)
- 4 専門部長 (各部)
- 5 ひまわり代表
- 6 とんちの会代表
- 7 教職員代表
- 8 選考委員会代表

第 21 条 評議員会は、総会に次ぐ決議機関とし、毎学期 1 回以上開催し、この会の運営について規約で定めるものの他、次の事項について協議又は決定する。

- 1 更正予算の決定
- 2 中間監査報告の承認
- 3 予算並びに決算の審議
- 5 本部役員 (会長、副会長、会計、庶務) の選出
- 6 監査委員の承認
- 7 行事、事業計画の承認
- 8 規程、細則に関する改廃
- 9 その他この会で必要とする事項

### 第 22 条 (企画会)

企画会は、本部役員 (会長、副会長、庶務、会計) と学校代表 (校長、教頭) で構成する。

第 23 条 企画会は、毎学期 1 回以上開催し、協議内容を総会、評議員会に諮る。

第 24 条 緊急な重要事項については企画会で決定し、事後、総会、評議員会の承認を受ける。

### 第 25 条 (専門部会)

この会に次の専門部を置く。

- 1 文化教養部 (文化活動の推進、P T A 新聞の発行、教養向上に関すること。)
- 2 環境保健部 (児童の保健、学校や社会環境の整備に関すること。)
- 3 生活指導部 (児童の校区内外での生活指導、生活環境の改善、交通安全に関すること。)
- 4 健康支援部 (学校給食、家庭における食品衛生等、児童の健康支援に関すること。)

第 26 条 各専門部会は、各学級の専門部員及び教職員若干名で構成する。

- 第 27 条 各専門部の部長、副部長の選出方法等は別途定める。
- 第 28 条 (学年委員会)  
学年委員会は、学級委員長、学級担任教職員で構成する。
- 第 29 条 学年委員会は、次の事項について協議するため、必要に応じて開催する。  
1 学級 P T A の積極的活動を協議するための協議。  
2 学年共通の問題についての企画や連絡調整。
- 第 30 条 学年委員長の選考方法は別途定める。
- 第 31 条 (地区委員会)  
地区委員会は、各地区の父母又はこれにかわるもの、及び地区担当教職員で構成する。
- 第 32 条 地区委員会は、総会、評議員会で決定された事業計画を達成するため、次のような組織機構を設ける。  
1 各地区で地区委員(正副 2 名)を選出するものとする。  
2 各地区とは、浦、野田 1、野田 2、元村 1、元村 2 の 5 地区を指すものとする。  
3 各地区の代表(各地区 1 名)は、評議員となる。
- 第 33 条 (学級 P T A)  
学級 P T A は、学級児童の父母又はこれにかわるもの、及び担任教職員で構成し、P T A の目的を達成するための研究協議、及び実践活動を行う。
- 第 34 条 学級に学級委員長 1 名、専門部員 4 名を置く。学級委員長は評議員となる。  
また、学級委員長、専門部員を学級委員と称する。
- 第 35 条 学級委員長、専門部員は学級 P T A で選出する。選出方法は別途定める。
- 第 36 条 (特別部会)  
この会に次の特別部を置く。なお、会則等は別途定めるものとする。  
1 ひまわり(図書ボランティア)  
2 とんちの会(男性保護者有志)  
3 選考委員会(各専門部代表、学年代表等)
- 第 37 条 地区育成会代表者、及び時津小学校 P T A 会長を務めた者を、この会の顧問とする。  
1 地区育成会代表者は、児童の健全育成の立場から助言することができる。  
2 時津小学校 P T A 会長を務めた者は、P T A 活動推進のため助言することができる。

## 第 5 章 会 計

- 第 38 条 この会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってあてる。
- 第 39 条 この会の会費は、会員 1 家庭当たり年額 3,600 円(月額 300 円)とし現金によって総会後に年額を徴収する。ただし、要保護家庭及び準保護家庭の会員は、会費の半額を免除する。
- 第 40 条 年度途中での入会者については、会費はその月より徴収し、退会者については翌月分の会費から返却する。
- 第 41 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

- 付則
- 1 表彰及び会員の慶弔、旅費、学級委員等の選考方法に関しては、別に規程を定める。
  - 2 この規約は、昭和 47 年 5 月 1 日から施行する。
  - 3 昭和 48 年 5 月 4 日 一部改正
  - 4 昭和 51 年 5 月 8 日 一部改正
  - 5 昭和 52 年 5 月 14 日 一部改正
  - 6 昭和 54 年 5 月 12 日 一部改正
  - 7 昭和 55 年 5 月 17 日 一部改正
  - 8 昭和 56 年 4 月 25 日 一部改正
  - 9 昭和 57 年 5 月 15 日 一部改正
  - 10 昭和 58 年 5 月 21 日 一部改正
  - 11 昭和 61 年 5 月 9 日 一部改正 同日施行
  - 12 平成 3 年 5 月 2 日 一部改正 同日施行
  - 13 平成 5 年 5 月 7 日 一部改正 同日施行
  - 14 平成 6 年 4 月 25 日 一部改正 同日施行
  - 15 平成 8 年 4 月 25 日 一部改正 同日施行
  - 16 平成 10 年 4 月 24 日 一部改正 同日施行
  - 17 平成 16 年 4 月 28 日 一部改正 同日施行
  - 18 平成 17 年 4 月 28 日 一部改正 同日施行
  - 19 平成 18 年 4 月 27 日 一部改正 同日施行
  - 20 平成 19 年 4 月 28 日 一部改正 同日施行
  - 21 平成 22 年 4 月 30 日 一部改正 同日施行
  - 22 平成 28 年 4 月 22 日 一部改正 同日施行
  - 23 平成 29 年 4 月 21 日 一部改正 同日施行
  - 24 平成 30 年 4 月 20 日 一部改正 同日施行